

Title	山梨県大小切騒動並に関係者脱獄事件裁判考
Sub Title	A Study on the Peasant's Uprising of Yamanashi Prefecture in 1872
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.10 (1986. 10) ,p.1- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861028-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861028-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 山梨県大小切騒動並に關係者脱獄事件裁判考

手 塚 豊

- 一 はしがき
- 二 大小切事件の概略と、その裁判
- 三 倉田利作らの脱獄と、その裁判
- 四 むすび

## 一 はしがき

明治五年八月八日、江戸時代以来、甲州農民の恩典と考えられ、彼等に比較的有利な貢租負担として維持されてきたいわゆる「大小切税法」<sup>(1)</sup>の廃止を、山梨県が布達した。<sup>(2)</sup>明治新政府による地租改正の一環である。この布達に接し、東西山梨、東八代三郡九十七カ村において農民騒動が勃発した。世にいう「大小切騒動」である。

この事件については、これまで先学による研究文献も多く、また基本史料の覆刻、発表もすくなくならず行われている。まず研究業績についてみれば、すでに早く明治二十一年に出版の南涯野史（望月直矢）「峡中沿革史」<sup>(3)</sup>は、事件の

経過を相当詳しく記述しており、現在でも「事件の顛末を物語る第一の資料と考えられている」<sup>(4)</sup>ともいわれている。同書出版以前に、この事件にふれた文献がないわけではないが、その内容は、きわめて簡単である。<sup>(5)</sup>同書出版以后、現在に至るまでに発表された事件関係の文献の内、比較的詳しく事件を取扱っているものには、この「峡中沿革史」<sup>(6)</sup>が、大きな影響をあたえていることは否めない事実である。<sup>(7)</sup>もっともそれらの文献の中には、「峡中沿革史」にはみえていない新しい史料を織り込んだものがないわけではない。<sup>(8)</sup>

また「大小切騒動」に関する史料紹介もすでに戦前から行われている。例えば昭和五年の小野武夫「維新農民蜂起譚」には、事件を見聞した水上文淵氏の手記が覆刻されており、<sup>(9)</sup>また翌年出版の土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」には、山梨県庁の記録である「農民騒擾日記」が覆刻され、<sup>(10)</sup>更に昭和十年出版の「甲斐志料集成」第十二巻には、事件当時の「峡中新聞」が覆刻されている。<sup>(11)</sup>

戦後においては、昭和三十四年出版の「山梨県史」<sup>(12)</sup>第二巻に、前掲「農民騒擾日誌」は所在しており、<sup>(13)</sup>また昭和四十年の金丸平八「大小切騒動余聞」は、注目すべき民間側新史料を紹介したものであった。<sup>(14)</sup>さらに昭和四十五年の「日本庶民生活史料集成」第十三巻に、これまた前掲「農民騒擾日誌」が覆刻されている。<sup>(15)</sup>

このように、大小切騒動についての根本史料は、相当程度まで覆刻発表されているため、騒動そのものの概況は、一応明らかになっているとみていい。しかし、事件の司法的処理に限定してみれば、その過程が十分に明確になっているとは必ずしも云えない。大小切騒動研究における空白の部分である。この事件の裁判の状況について、これまでの文献でもっとも詳しいのは、事件当時の峡中新聞の記事である。それが昭和十年に覆刻発表されていることは、前に述べた。

明治五年十一月発行の峡中新聞第五号は、次のような記事を掲載している<sup>(16)</sup>（ルビ省略、句読点手塚）。

（前略）頃日右暴動ノ首謀小沢留兵衛、島田富十郎ヲ始メ九十七ヶ村附和随行ノ輩以上三千七百七十二人、十一月十日ヨリ十三

日ニイタリ悉ク刑科ニ処セラレタリ。今其請証文ノ写ヲ得テ以テ是ヲ峽中新聞会社ニ投シ広ク天下ノ頑固先生ニ告知スト云爾。  
差上申御請証文之事

山梨県小屋敷村長百姓小沢留兵衛松本村名主島田富十郎義徒党強訴ハ兼テ可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>敵禁旨乍<sub>レ</sub>辨居<sub>レ</sub>税法御改正安殺代御廃止被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候御布達ヲ拒<sub>ミ</sub>及<sub>ニ</sub>強願<sub>レ</sub>候<sub>ノ</sub>ミナラス名ヲ歎願ニ託シ遂ニ九十七ヶ村ノ細民ヲシテ御県庁下へ迫ラシメ暴動ニ及候科ヲ以テ賊盜律兇徒聚衆ノ条ニ依リ兩人共絞罪

一 同郡隼村長百姓倉田利作市川村長百姓古屋文右衛門堀之内村長百姓窪田勘兵衛八幡北村長百姓山中五郎右衛門江曾原村名主久保川太右衛門義前同様御布達ヲ拒<sub>ミ</sub>利作ハ三郡村々役人拳テ強願可<sub>レ</sub>及<sub>ト</sub>造意致シ其身病ヲ以現場ニ不<sub>レ</sub>臨候へ共遂ニ暴拳ニ到ラシメ文右衛門以下三人ハ留兵衛富十郎ノ指揮ヲ受ケ細民ヲ煽動致候科ヲ以賊盜律兇徒聚衆ノ条ニ依リ利作ハ準流十年其外ノ者共ハ各徒罪三年

一 私共儀前書小屋敷村長百姓留兵衛松本村名主富十郎以下五人ノ者共ニ被<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>煽惑<sub>一</sub>強願及<sub>ビ</sub>候耳ナラス終ニ數千人ニテ御県庁下へ迫リ御上ヲ不<sub>レ</sub>憚科ヲ以テ賊盜律兇徒聚衆ノ新條例ニ依リ名主長百姓ハ答罪四十可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>処御有恕ヲ以テ贖罪金三兩宛百姓代百姓共ハ答罪三十ノ贖罪金二兩一分宛尤右ノ内老幼ノ者ハ答罪四十ノ收贖金一兩答罪三十ノ收贖金三分宛 但贖罪收贖金ハ日數五日ノ間に村役人共取纏メ上納可仕旨

右被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>趣一同承知奉<sub>レ</sub>畏候依テ御請証文差上申処如<sub>レ</sub>件

壬申十一月

山梨郡第六区東光寺村、板垣村、坂折村、横根村、桜井村、和戸村、川田村、松本村、鎮目村、山崎村、国府村、徳条村、  
同郡第七区小松村、加茂村、桑戸村、別田村、寺本村、熊野堂村、下岩下村、山根村、正徳寺村、落合村、上岩下村、上芳力村  
同郡第八区八幡南村、八幡北村、岩手村西組、岩手村東組、市川村、江曾原村、大工村、堀之内村、水口村、切差村、  
同郡第十区隼村、杣口村、千野之宮村、城古寺村、室伏村、成沢村、下萩原村、徳和村、下釜口村、上釜口村、窪平村、  
同郡第十一区大野村、上石森村、上神内川村、下石森村、西後屋敷村鴨居寺組、西後屋敷村三ヶ所組、西後屋敷村上ノ割組、  
下神内川村、小原村西分、小原村東分、七日市場村、下井尻村、東後屋敷村、下塩後村  
同郡第十二区一丁田中村、下栗原村、上栗原村、休息村、歌田村、中村、綿塚村、山村

同郡第十四区熊野村、下於曾村、千野村、赤尾村、上於曾村、上塩後村、西広門田村北組、西広門田村南組、上栗生野村、下栗生野村、下萩原村、牛奥村、西之原村、

同郡第十五区上井尻村東方、上井尻村西方、藤木村、上柚木村、下柚木村、川浦村之内四組

同郡第十六区中萩原村、上萩原村上切、上萩原村下切、上小田原村、平沢村、福生里村、竹森村

右村々 名主七十五人 長百姓三百廿五人 百姓代二百四十四人 百姓二千四百六十八人

山梨裁判所長 北畠権少判事殿

一 前文同シ八月初旬甲府至近へ罷越強願ノ状ヲナシ猶留兵衛外六人ノ者共ニ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>煽惑ニ同月下旬及<sub>ニ</sub>強願<sub>一</sub>ノミナラズ終ニ栗原万力兩筋ト合シ數千人御県庁下へ迫リ……依リ一同答罪四十ノ贖罪金三兩ツ、幼年ノ者ハ一兩

山梨郡第十五区之内 小屋敷村、三日市場村、三日市場村之内乙川戸村

右村々 名主三人 長百姓二十二人 百姓代十一人 百姓百六十一人

山梨郡第九区之内 牧原村、西保北原村、西保中村

右村々 名主六人 長百姓二十九人 百姓代十五人 百姓二百四十四人

一 前同文……被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>煽惑ニ終ニ栗原万力兩筋へ合シ御県庁へ迫リ……依テ名主長百姓ハ贖罪金三兩百姓代並百姓ハ二兩一分ツ

山梨郡第九区之内 西保下村、倉科村

右村々 名主四人 長百姓十人 百姓代十六人 百姓百二十七人

一 前同文被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>煽惑御県庁へ及強願候科ヲ以テ……答罪三十ノ贖罪金二兩一分ツ

山梨郡第十三区之内 小佐手村、等々力村

右村々 名主二人 長百姓一人 百姓代一人

一 ……八月廿日夜御県庁へ強願及シ節附隨仕候科ニ依テ贖罪金二兩一分

山梨郡第十二区休息村 長百姓武井瀬兵衛

この記事により、主謀者七名の氏名と、彼等に対する量刑および附和隨行者の者に対して贖罪、收贖の刑を課した状況並に全被告数が三七七二名<sup>(17)</sup>であったことが、判明する。大小切騒動關係の研究文献で、關係者の処罰に言及している場合の出典は、この峡中新聞の記事である<sup>(18)</sup>。

しかし、こうした判決が出された経過については、これまでのところ、それを考証した労作は見当らない。

さらにこの大小切騒動は、この判決言渡を以て全てが終わったわけではない。何となれば、準流十年に処せられた倉田利作が、偽計を以て事件の処理に当った(本稿八頁・参照)元県令土肥実匡に復讐を企図し、多くの同囚を語って脱獄し、その際いくつかの傷害事件を惹き起し、それがため倉田はじめ二十二人が斬首となった大きな後遺症を残しているからである。

多量の死刑囚を出したこの事件は、明治監獄史においても注目すべき事件と思われるが、これまで山梨県郷土史研究においても、ほとんど採りあげられたことがない。

本稿は、大小切騒動の裁判の経過すなわち判決が出るまでの過程を解明し、併せて倉田らの脱獄事件の顛末とその裁判についての考察を試みんとするものである。史料の蒐集も十分でない一試論ではあるが、大方の御示教が得られれば幸である。

(1) 「大小切税法」については、赤岡重樹「大小切の租制に対する私見」・甲斐第七号(昭和三十二年)一頁以下、飯田文弥「大小切租法の起源についての一考察」・甲斐史学第七号(昭和三十四年)・五四頁以下、斉藤典男「大小切ノ起源ニ関スル一考察」・甲斐史学特集号(昭和四十年)・九九頁以下等参照。

(2) この布達の全文は、「山梨県史」第一卷(昭和三十四年)・九四八頁参照。

- (3) 明治二十一年出版の「峡中沿革史」は、「甲斐志料集成」第七卷(昭和八年)に覆刻され、また、その中の大小切騒動に  
関する部分だけは「日本庶民生活史料集成」第十三卷(騒擾)(昭和四十五年)・六九九頁以下にも覆刻、収録されている。
- (4) 飯田文弥「補註」・前掲「日本庶民生活史料集成」第十三卷・七一―九頁。
- (5) 例えば「明治史要」(明治九年)は、僅か数行の記事にすぎず(昭和十九年版・三一七頁)、「明治政覧」(明治十八年)も  
ほぼ同様であり(昭和五十一年版・三六六頁)、さらに「峡中沿革史」以後の出版の「明治政史」(第五編)(明治二十五年)  
も、「明治史要」の転載にすぎない(「明治文化全集」第九卷・正史編上巻・昭和三年・一六六頁)。
- (6) 私が寓目したものを挙げれば、土屋操「大小切について」・歴史地理第十二巻五号(明治四十一年)四五八頁以下、「東山  
梨郡誌」(大正五年)二八一頁以下、木村靖二「日本農民運動史」(大正十四年)二五〇頁、小野武夫「維新後に於ける農民暴  
動」・農業経済研究創刊号(大正十四年)・七二頁以下、木村靖二「日本農民争闘史」(昭和五年)・三二二頁、横瀬夜雨「太政  
官時代」(昭和七年)・二五八頁、竹川義徳「山梨県農民運動史」(昭和九年)・三二二頁以下、「山梨県政五十年史」(昭和十七  
年)・五二頁、「日下部町誌」(昭和二十七年)・一三六頁以下、「八幡南村」(昭和二十七年)・七四頁以下、「山梨県政六十  
年」(昭和二十七年)・三〇七頁以下、山田道夫「大小切騒動覚書」・歴史評論第三七号(昭和二十七年)・七一頁以下、和崎皓  
三(山田道夫)「大小切騒動覚書」・明治維新史研究叢書・第二巻・昭和三十一年・九二頁以下、飯田文弥「大小切騒動と一  
名主の立場」・甲斐史学第五号(昭和三十三年)・三九頁以下、青木恵一郎「日本農民運動史」第二巻(昭和三十三年)・七二  
頁以下、有泉貞夫「幕末維新期における甲州農村の政治的動向(上下)」・甲斐史学第六号(昭和三十四年)・一頁以下、第七  
号(同年)・一三頁以下、飯田文弥「大小切騒動と一農村の動向」・日本歴史第二二八号(昭和三十四年)・九〇頁以下、青木  
虹二「明治農民騒動の年次的研究」(昭和四十二年)・年表三七頁、「山梨県議会議史」第一巻(昭和四十五年)・二八頁以下、青  
木虹二「百姓一揆綜合年表」(昭和四十六年版)・三四九頁、磯貝正義、飯田文弥「山梨県の歴史」(昭和四十八年)・二一七頁  
以下、有泉貞夫「やまなし・明治の墓標」・昭和五十四年・一五頁以下、手塚寿男編「改訂郷土史辞典・山梨県」(昭和五十七  
年)・一八六頁以下等。
- (7) 例えば、有泉貞夫前掲「幕末・維新期における甲州農村の政治的動向(下)」・甲斐史学第七号・一七頁。
- (8) 例えば、前掲「東山梨郡誌」は、事件の主謀者小沢留兵衛 倉田利作、島田富十郎らの小傳を掲げ、且つ小沢、島田両氏  
の顕賞碑の碑文を引用している(二八五頁以下、七一―八頁以下)。また、山田道夫(和崎皓三)氏は、小沢留兵衛家の経済的  
事情を探索されている(山田・前掲「大小切騒動覚書」・歴史評論第三七号・八一頁)。

- (9) 小野武夫「維新農民蜂起譚」(昭和五年)・二三九頁以下。
- (10) 土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」(昭和六年)・一七九頁以下、本書に収録された「農民騒擾日記」は、明治七年以降、太政官の指令で山梨県が編さんした「山梨県史」の中に編入されている記録であり、土屋氏が利用されたのは、山梨県から政府に提出され、内閣文庫に保管されていた「府県史料」中の「山梨県史」である。
- (11) 「甲斐志料集成」第十二卷(昭和十年)・三三二頁以下。この覆刻で、号数を明示せず、「峡中新聞」附録」として引用している部分は(三三二頁―三三七頁)、第五号(明治五年十一月)の本文であって「附録」ではない。なお、この記事は、裁判所の判決に対する被告の請書であるが、こうした請書の存在が、当時の裁判の通例であったのかどうか、寡聞の私はいまそれを確めえない。
- (12) 山梨県が編さんした「山梨県史」(註10・参照)は、政府へ提出されたものの原本が、山梨県庁に残って居り、それを底本として、昭和三十三年以降、山梨県は全八巻本を出版したのである。
- (13) 「農民騒擾日誌」は、前掲「山梨県史」第二卷・九三四頁―九七四頁に収録されている。
- (14) 金丸平八「大小切騒動余聞―明治五年山梨県下に発生した農民騒動の記録―」・青山経済論集第十六卷三号(昭和四十年)・九三頁以下。
- (15) 前掲「日本庶民生活史料」第十三卷・七〇四頁以下。
- (16) 本稿では、「甲斐志料集成」第十二卷所載の覆刻ではなく、「峡中新聞」の原文を利用した。
- (17) 関係者全員の数は、「三七七〇名」という説もある(前掲「明治史要」・三一七頁)。
- (18) 前掲「八幡南村」・七五頁、山田道夫・前掲「大小切騒動覚書」・歴史評論第三七号・八〇頁、有泉貞夫・前掲「幕末維新时期における甲州農村の政治的動向(下)」・甲斐史学第七号・一八頁。

## 二 大小切騒動の概略と、その裁判

大小切騒動の顛末は、前節でも述べたごとく、ほぼ明らかになっていることとして、ここでは縷々述べることは避けたい。ただその裁判を考察する前提として、その概略を述べれば次の通りである。



大小切の貢租徴収法の廃止については、すでに慶應三年以来の懸案であり、農民側のつよい抵抗で容易には実現しなかつたのである。<sup>(1)</sup>

明治五年八月八日の県の廃止布達に接した農民側は、小屋敷村の長百姓小沢留兵衛、隼村の長百姓倉田利作、松本村の名主島田富十郎らが甲府へ出掛けて、県へ歎願に及んだが、容れられず、遂に八月二十三日、一揆が勃発した。八月八日以降約二週間の間に、反対運動から脱落する村も多く、立ちあがったのは栗原筋、万力筋の九十七カ村の農民で、約一万あるいは約二万ともいうが、県から大蔵省への届書では「凡六千人」と述べている。<sup>(4)</sup>

このはげしい抵抗に驚いた県令土肥実匡は、市中に「願ノ趣聞届候間書面可差出事」と掲示し、農民代表にその旨の文書を渡して鎮圧を計った。<sup>(7)</sup> この謀略にひっかかった農民側は、反対運動が功を奏したと考えて大部分は引きあげた。<sup>(8)</sup>

しかし、翌二十四日朝九時頃、一部農民約三百名は、甲府山田町の富商若尾逸平宅を襲った。<sup>(9)</sup> そして同家の「金札六百両貨幣式百両生糸式百五拾貫衣類老萬品諸道具六千品砂糖式百桶」<sup>(10)</sup>、<sup>(11)</sup> その他の品々が紛失したという。この襲撃は、山梨郡桑戸村の百姓浪太郎という者の指揮によるものといわれ、前述の小沢らが計画したものではなかつたようである。<sup>(13)</sup> 浪太郎は、翌九月に人相書を添えて、関東一円に指名手配をうけたが、結局、逮捕されなかつたようである。<sup>(14)</sup>

なお、この襲撃の際「乱暴ノ者共逃散ノ内捕<sup>三</sup>斬<sup>者</sup>相成候」<sup>(15)</sup>とされているが、この殺害された者一人、捕縛された者三人についての一件は、これまでのところ、全くみるべき史料がない。

九月三日、土肥県令は、県官のみならず、東京第二分営（上田）徳久陸軍少佐の指揮する兵を従えて、<sup>(16)</sup> 山梨郡小屋敷村恵林寺に赴き、同寺に集められていた騒擾関係の村役人に対して、先きの「願ノ趣聞届云々」の文書の取消を言渡し、村役人から請書を差出させた。<sup>(17)</sup><sup>(18)</sup>

この土肥県令の申渡しと相前後して関係者の検挙が始められた。「東山梨郡誌」は、検挙され「入牢せる者凡そ百

数十人に及びぬ」としているが、<sup>(19)</sup>正確な数はわからない。

小野武夫博士が紹介された水上文淵氏の前掲手記によると、事件後、小沢と島田は数日間転々と逃亡していたが、結局「罪を一身に引受くべく死を決して自首」、また倉田は一時は他所へ逃げたが間もなく立ち帰り、小沢、島田の自首を聞いて観念し、一旦自宅へ帰っていたところを、村民の密告によって捕えられたと述べている。<sup>(20)</sup>しかし、山梨裁判所における関係者一同の連名「口書」によると、小沢の入牢は「九月四日」、島田のそれは「八月晦日」、倉田のそれは「九月三日」であり、<sup>(21)</sup>前述の水上手記とは若干くいちがっている。

なお、この事件の主なる関係者は、前述の小沢、島田、倉田以外に、市川村長百姓古屋文右衛門、堀ノ内村長百姓窪田勘兵衛、八幡北村長百姓山中五郎右衛門、江曾原村名主久保川太右衛門であり、彼等は各自が果たした役割を、その「口書」において、次のように述べている。<sup>(22)</sup>

私共儀大小切安石代御廢之段御布達有之上ハ御趣意可相守ハ勿論且徒党強訴ノ儀ハ兼而可為嚴禁旨乍相弁銘々区内最寄を以右安石代御据置之願書差出候上小屋敷村恵林寺中ニおいて多人数及集会ニ候節(八月十六日——手塚註)利作ハ三郡村々役人拳而出願可致旨発言之処留兵衛等栗原萬力兩筋を以願立可然と申ニ予メ相決猶再会を謀リ東光寺江集会之砌者(八月十八日——手塚註)病氣ニ付願書下案而已差出其身不罷出トハ乍申畢竟再願之發意より外出張之者共終ニ強願之末及暴動候次第ニ立到リ留兵衛者恵林寺並東光寺之集会より首謀ト相成既ニ八月廿日夜及強願候節敵數御察當を受何様之御処置可被仰付哉も難量存込候連憤懣之余猶同寺江集会ヲ設ケ富十郎等談合之上外役人共江申通シ名を歎願ニ託し兩筋村々細民を煽動し終ニ同廿三日夜數千人幟旗を押立勢ニ乘し鬨声を発し梟庁江差迫り富十郎ハ東光寺集会より都而留兵衛等力を合セ及強願候而已ならず外役人共江申通し終ニ小民をして兇器を持し抗敵之状を為サシメ文右衛門勘兵衛五郎右衛門太右衛門ハ留兵衛富十郎造意を助け各村役人ニ先達チ強願之下案を取認メ殊ニ文右衛門勘兵衛ハ不服之者江手強之談判いたし終ニ及暴動候(下略)

この自供によって、小沢、島田、倉田の三名が、文字通り主謀者であったことは、明らかである。

この頃、山梨県には、司法省直轄の裁判所の設置はなく、刑事裁判は県の聴訟課断獄係の所管であった。この事件

も当然にその裁判に附せられる筈であった。山梨県は死刑をふくむ重大事犯であったため、次のような処刑方針を決定し、死刑も伺を経ず速決できるようにとの伺を大蔵省へ提出した。<sup>(23)</sup>

賊民断刑ノ儀ニ付見込申立書

当管内ノ儀ハ武田氏ノ逆徳民心ニ浸入倫理地ニ墜暴慢無礼動モスレハ庁旨ヲ拒ミ徒党強訴ノ及所業候ニ付毎々嚴重申渡候ヘ共兎角宿弊不相止已ニ今般暴動ノ始末不奉憚朝憲所業不届至極ニ付爾後懲戒ノ為メ一ト際嚴重処置致度尤刑科ノ儀ハ律ノ正条有之容易ニ可論ニ無之候ヘ共当節ノ儀ハ別紙見込書通較斬共不経伺至急処断ノ儀司法省ヘ御引合被下度此段申立候

壬申九月

山梨県権参事 富岡敬明  
山梨県令 土肥実匡

大蔵大輔 井上馨 殿

別紙

八月廿一日巨摩郡第六区副戸長網倉平八<sup>(24)</sup>ヲ捕縛ノ節下今井村ニテ捕亡吏ヘ竹槍ヲ以テ迫同村慈昌寺迄追駆梵鐘ヲ鳴シ放火シテ焼殺サント議スル者凡六拾人

絞 首 流三等 從<sup>持竹槍ヲ</sup> 贖罪金三円 隨從<sup>持スルモノ</sup>

同廿三日庁下ヘ迫ル者凡六千人<sup>栗原</sup>両筋村々

兵器ヲ以迫ルニ付一等ヲ加フ 斬 首 絞 從 小民ヲ煽動シ兵器ヲ製作提携等ヲ促ス者 流三等 從ノ兵器ヲ

持スル者 贖罪金三円 隨從

同廿四日持兇器山田町若尾逸平宅ヘ闖入スル者凡四百人 贓物並毀火ノ家財代凡四千金

斬 造意財ヲ搶奪五両以上 絞 火ヲ放毀壞兇器ヲ持 流三等 財ヲ搶奪五兩以下 贖罪金三円 隨從

同廿日夜県庁ヘ迫リ強願スル村役人<sup>(25)</sup>

贖罪金三円 連署村役人 贖罪金三円 三郡村々煽動者 贖罪金貳円壹分 同從 但不加村ハ此ノ限ニアラス

梵鐘取揚 鳴ラ立ル村々

この伺によると、事件主謀者に対する山梨県の態度はきわめて厳しいものであった。なお、この伺には日附がない

が、九月初旬のものであろう。この伺に対し、大蔵省は次のように指示した。<sup>(26)</sup>

指令

書面伺の趣遷延今日ニ至候テハ臨機即決ノ時<sup>(25)</sup>会ニハ無之今般其県へ司法省出張所被相設候ニ付同省へ可申立事

壬申九月十五日

大蔵大輔 井上 馨

大小切騒動に因み、急抛、司法省の直轄裁判所が置かれることになったのか、<sup>(28)</sup>それとも、裁判所開設の予定がすでにあり、それがたまたま大小切事件裁判の時期に合致したのか、その辺の事情は明らかでない。

九月十九日、山梨県は、山梨裁判所開設を、管内へ次のごとく布達した。<sup>(29)</sup>

今般当県へ裁判所ヲ被置候ニ付司法省ヨリ官員出張県庁内ラ区分シ明廿日ヨリ聴訟断獄事務取扱相成候間出訴ノ向ハ於同所受附有之儀ニ候条此旨市在へ不洩可触示者也

壬申九月十九日

山梨県庁

山梨、巨摩、八代三郡正副戸長

さらに同月、山梨県は大蔵省へ、次のごとく上申しした。<sup>(30)</sup>

先般御達ノ趣ヲ以当県へ裁判所被置候ニ付司法省官員水野中檢事北畠權少判事田辺大警視其外数名去ル十五日着県ニ付打合ノ上在来ノ庁内ヲ左右ニ区分シ表通り白洲向並聴訟断獄事務所属ノ書類其他器械等不残引渡シ当県庁ノ儀ハ是迄租税課詰所ヲ模様替ノ上引移シ即今専ラ修繕中ニ有之右修繕入費委細ノ儀ハ追テ清算ノ上可及御届候へ共差向候儀ニ付不取敢区分ノ模様並修繕ノ箇所共絵図相添此段及御届候也

壬申九月

山梨県権参事 富岡 敬明

大蔵大輔 井上 馨 殿

山梨県令 土肥 実匡

山梨裁判所開設に伴い、<sup>(33)</sup>裁判所長として権少判事北畠治房、檢察部門の長として中檢事水野元靖が赴任したことが、この上申により判明する。<sup>(34)</sup>また、この上申は県庁の建物を二分して裁判所用に提供するなど、裁判所開設が急ぎ行わ

れたことを物語っている。とすると、大小切騒動裁判のため、裁判所開設を急いだものとみることにも出来る。

山梨裁判所の裁判がいつから開始され、また北畠権少判事、水野中検事以外に、どんな人々がその裁判に参加したかは、残念乍らわからない。<sup>(35)</sup> 金丸教授が紹介された一文書によると、「召捕人共水責火責と品々拷門嚴重之処云々」とあるが、これまた詳しい事情はわからない。

結審日は、同年十月十九日であったと思われる。<sup>(37)</sup> そして直に、北畠所長から、次のような処刑伺が司法省へ提出された。<sup>(38)</sup>

徒党強訴之巨魁留兵衛富十郎其外五人処刑伺

今般税法御改正大小切安石代御廢止ニ付栗原萬力両筋之村々強訴暴動之一件追々取調候処留兵衛富十郎外五人之者共巨魁トナリ細民ヲ煽動致シ八月廿三日夜暴動ニ及ヒ候始末精細吟味ヲ遂ケ口書取纏メ候ニ付当裁判所見込並口書写相添此段奉伺候至急御指揮有之様致度候也

壬申十月

山梨裁判所長

北畠権少判事

江藤司法卿 殿

福岡司法大輔 殿

新律兇徒聚衆ノ条私憤ヲ懷挾シ衆ヲ聚メテ市ヲ罷メ官ヲ辱ムルノ首謀ナルニヨリ

紋

小 沢 留兵衛

同

島 田 富十郎

強願ノ造意ニシテ遂ニ暴拳ニ到ラシムルト雖トモ原情留兵衛富十郎トハ些異アリ且惠林寺会合以後病ヲ以テ其場ニ臨マス仍テ一  
等ヲ降シ従ヲ以テ論シ

准流十年

倉 田 利 作

留兵衛富十郎ノ指揮ヲ受ケ其勢ニ乗スルノミ新条例從ニシテ其情輕キ者ハ又一等ヲ減スルニ依リ

徒三年

同

同

同

古屋 文右衛門

窪田 勘兵衛

山中五郎右衛門

久保川太右衛門

この山梨県並に山梨裁判所の何を分析すると、次の通りである。

(1) 山梨県から大蔵省への処刑伺によると、網倉副戸長捕縛に向つた捕亡吏へ抵抗した農民の件、武装して県庁へ迫つた農民の件、若尾邸襲撃の件、廿日夜、県庁へ強願した農民の件の四事案に分け、最後の強願の件をのぞき、他の三件ではそれぞれ首従を分けて、首あるいは主たる従に対しては、斬または絞を以て臨むというつよい態度を採っているが、具体的人名はあげていない。

これに反して山梨裁判所の伺は、全部一連の事件を一つと考え、その首謀を小沢、島田、倉田にしぼっている。(2) 山梨裁判所が、山梨県伺にみられるような事件の細分を行わなかつた理由は、網倉副戸長の件については、検挙者は全て随行者のみで、首従に当る人を特定できず、また若尾邸襲撃の件については、主謀の浪太郎を逮捕できなかった(本稿八頁・参照)ためであつたと思われる。

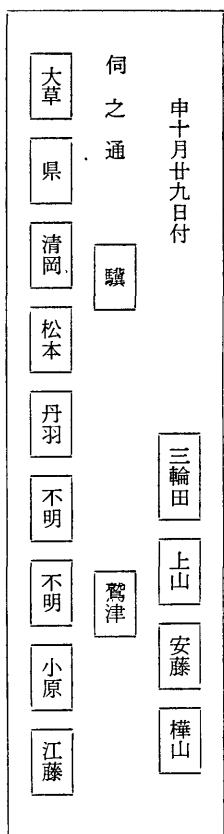
(3) 山梨県伺は、とくに準抛法令を明示していないが、山梨裁判所伺では、新律綱領の兇徒聚衆の条「私憤ヲ懐扶シ。衆ヲ聚メテ。市ヲ罷メ、官ヲ辱ムル者。並ニ首ハ絞、従ハ流三等」を、小沢、島田、倉田に適用し、小沢、島田は絞、倉田は直接には騒動に参加しなかつたため、「一等降」の「流三等」(明治三年十一月十七日・大政官達で「準流十年」に換刑される。本稿三三頁註2・参照)とした。

(4) 前掲の新律綱領の兇徒聚衆の条によると、「附随ハ亦論スルコト勿レ」とあり、軽い従犯の者に対する処罰規定を欠いている。それがため山梨裁判所は、古屋、窪田、山中、久保川に対しては、当時、新律綱領の改正案

として準備されつつあった新律条例の「兇徒聚衆条例」中の第六十三条「凡兇徒聚衆ノ徒ニシテ情軽キ者ハ本罪ニ一等ヲ減シ徒三年<sup>(39)</sup><sup>(40)</sup>」を適用して「徒三年」としている。この「新律条例」が公布されざるまま、実際の裁判に適用された例は他にもあり、それは罪刑法定主義を採用していない当時としては、一種の「条理」による裁判であり、決して違法ではなかった<sup>(41)</sup>。

(5) 騒動に随行しただけの軽犯者の処置については、山梨裁判所伺は全くそれにふれていない。しかし、前に引用した峡中新聞第五号によると、「賊盜律兇徒聚衆の新條例に依り名主、長百姓は答罪四十可<sup>(42)</sup>被<sup>(43)</sup>仰付<sup>(44)</sup>之処御有恕を以て贖罪金三兩宛百姓代百姓は答罪三十の贖罪金貳兩一分宛尤右の内老幼の者は答罪四十の収贖金壹兩答罪三十の収贖金三分宛」とあるが、これまた新律条例「兇徒聚衆附例」第六十二条「凡兇徒衆ヲ聚ルニ附和随行シ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ勿論ノ律ヲ改テ違令ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖罪スルコトヲ聽ス」<sup>(45)</sup>を適用したものである。山梨裁判所は、軽罪なるが故に司法省の指示をうけず、独自の判断をしたのであろう。

こうした山梨裁判所伺に対し、司法省は、次のように指令した<sup>(46)</sup>。



この捺印により、この指令に参加した司法省官員の氏名が判明する。すなわち「江藤」は司法卿江藤新平、「榊山」は大丞兼大検事榊山資綱、「驥」は少丞兼権大検事渡辺驥、「丹羽」は少丞丹羽賢、「松本」は権大判事松本暢、「大

「草」は権中判事大草孝暢、「県」は少判事県信緝、「清岡」は権大検事清岡公張、「小原」は中法官小原重哉、「鷺津」は権大法官鷺津宣光、「三輪田」は九等出仕三輪田元綱、「上山」は権少検事上山帷清、「安藤」は権少判事安藤博高である。<sup>(45)</sup> 司法省は、山梨裁判所伺をそのまま容認したのである。

この司法省指令をうけた山梨裁判所は、十一月十日と十一日の法廷で北畠所長自ら判決言渡を行った。その模様を、金丸教授が紹介された一文書は次のように述べている。<sup>(46)</sup>

十一月十日に相成留兵衛（まご）富重郎出牢為致候而今以御糺中故御吟味と思の外絞罪被仰付と聞只々申上可義有之候と強而申候得共不聞入無二無三と籠に押込口書爪印の上御刑罰行候目も当られぬ次第也

次に利作文右衛門勘兵衛五郎右衛門多右衛門御白洲に被召出候而北畠様御出席有留兵衛（まご）富十郎御裁許の趣被仰聞其方儀利作は準流十年其外四人共徒罪三年被仰渡候也

斯而両筋区内毎耳御差紙蒙り十一月七八九十五区之内小屋敷村三日市場村強願として罷出候者儀惣前御裁判所へ御召出し一区限り御白洲御呼込御官員人名御呼立不残相済北畠判事様御出席有被仰渡候儀左の通り

北畠様御出席上留兵衛富十郎の罪始め申渡と高声に被仰

この記録は「騒動を身近に経験した村役人乃至はそれに準ずる地位にあつた人」<sup>(47)</sup>の手記とされているが、多少の誇張はあるにもせよ、ある程度の事実は伝えているものとみていい。

山梨県内数カ寺の僧侶は、命請いの願文を提出したというが、それも容れられず、<sup>(48)</sup>死刑は十一月十日山崎刑場で執行されたという。<sup>(49)</sup>

水上文淵氏の手記には

当日刑場の周囲には竹矢来を巡らし、警衛の役人は四方を取り囲み、刑場の準備は全く整へり、頓て二挺の駕籠は矢来の中に昇ぎ込まれ、矢来の外には山梨、八代、両郡の人々黒山の如く集り、二人の最後を見届げんとて、立錐の余地なかりき、獄吏は駕籠より二人の首謀者を引き出し、荒菰上へ引き据へ、程なくして刑場の露と消へ失せたり。側に見居りたる群衆は、どっと泣き崩



れ、天日も雲に隠れたるかと思はぬ許り、山河も暫し鳴を静めたりとぞ。

とある。<sup>(50)</sup>この手記の記事から推察すると、斬首の刑が行われたようにも理解されるが、小沢、島田の刑は「絞」であり、そのまま執行されたとするならば、新律綱領所定の「絞柱」が使用された筈である。水上手記が、そのことに触れていないのは、その手記が直接の見聞記ではなく聞き書きのためであろうか。

準流十年の倉田、徒罪三年の古屋、窪田、山中、久保川は、甲府代官町の徒刑場に収容されたと思われる。徒刑三年の者は、明治八年十一月に出獄した筈であるが、倉田はそれに先き立ち脱獄事件を惹き起している。その一件は、節を改めて考察したい。

- (1) 山田・前掲「大小切騒動覚書」・歴史評論第三七号・七六頁以下、有泉・前掲「幕末維新期における甲州農村の政治的動向（下）」・甲斐史学第七号・一四頁以下参照。
- (2) 山田・前掲論文・七八頁。
- (3) 有泉・前掲論文・一六頁。
- (4) 前掲「峡中沿革史」・甲斐志料集成第七巻・三五九頁。
- (5) 小野・前掲「維新農民蜂起譚」・二四五頁。
- (6) 明治五年八月廿五日付・山梨県権参事富岡敬明より大蔵大輔井上馨宛届書（土屋、小野・前掲「明治初年農民騒擾録」・一九三頁）。
- (7) 前掲「農民騒擾日記」明治五年八月二十三日の条（土屋、小野・前掲書・一八四頁）。
- (8) 山田・前掲「大小切騒動覚書」・歴史評論第三七号・七九頁。
- (9) 前掲「農民騒動日誌」明治五年八月二十四日の条（土屋、小野・前掲「明治初期農民騒擾録」・一八五頁）。
- (10) 金丸教授が紹介された文書「村々帰村祝若尾逸平財産紛失之事」（金丸・前掲「大小切騒動余聞」・青山経済論集第十六巻三号・一〇五頁）。
- (11) 若尾の伝記である内藤文治良「若尾逸平」（大正三年刊）には、この襲撃事件が小説風に書かれている（四一五頁以下）。
- (12) 前掲「八幡南村」・七五頁。

- (13) 小沢留兵衛、島田富十郎、倉田利作、古屋文右衛門、窪田勘兵衛、山中五郎右衛門、久保川太右衛門連名の「口書」は「暴動人数之内八月廿四日山田町商若尾逸平宅江押入及乱妨候も畢竟私共之指図ニ可有之旨再応御吟味御座候へ共右ハ同日引取後之儀ニ付更ニ存知不申云々」と述べており（法務図書館蔵「諸県口書」明治五年第二十七冊・賊盜の部・第四五九号）、彼等は若尾邸襲撃の指揮を否認している。
- (14) 指名手配書並に人相書は、土屋、小野・前掲「明治初期農民騒擾録」・二〇三頁―二〇四頁。
- (15) 註9に同じ。なお、八月廿五日付、山梨県権参事富岡敬明、山梨県令土肥実匡から陸軍大輔山縣有朋宛の届書にも「官員始め捕亡並貫属の壮士引率権参事出張或は斬或は縛一時追払云々」とある（土屋、小野・前掲書・一九四頁）。
- (16) 東京鎮台第二分営（上田）から徳久少佐の率ゆる兵約一〇〇名が、九月一日に到着していた（前掲「農民騒擾日記」明治五年九月一日の条・土屋、小野・前掲書・一八六頁）。
- (17) 前掲「農民騒擾日誌」明治五年九月三日の条（土屋、小野・前掲書・一八七頁）。
- (18) 明治五年九月日欠・山梨県より村々に対する達（土屋、小野・前掲書・二〇〇頁）。
- (19) 前掲「東山梨郡誌」・二八五頁。明治五年八月二十七日付・山梨県権参事富岡敬明、山梨県令土肥実匡から大蔵大輔井上馨宛の届書によると、廿三日に「凡三四百人程」、廿四日の若尾邸襲撃の際「四拾人程」逮捕したと述べている（土屋、小野・前掲書・一九五頁）。
- (20) 小野・前掲「維新農民蜂起譚」・二四九頁。
- (21) (22) 註13に同じ。
- (23) 前掲「山梨県史」第二卷・九七〇頁―九七二頁。  
 なお、この頃、各府県より騒乱事件の処罰についての何を、司法省ではなく大蔵省へ提出する例がしばしばみられる。この点については、上野利三「明治六年・敦賀県騒擾裁判の一考察」・手塚編「近代日本史の新研究」IV・昭和六十年・一七二頁―一七三頁・註5と6・参照。
- (24) 前掲「農民騒擾日誌」によると、八月二十日、巨摩郡第六区副戸長網倉平八郎が不審の件あり、彼を逮捕に向った捕亡吏宮部維他附属の者に、今井村農民の一部が抵抗した事件である（前掲「山梨県史」第二卷・九三八頁―九三九頁）。
- (25) 前掲「農民騒擾日誌」によると、八月廿日、万力、栗原両筋の役人が、県庁役人退庁後にも拘らず、大小切存続の歎願を強行した件である（前掲書・九三八頁）。

(26) 註23に同じ。

(27) 山梨県に設置されたのは、司法省職務定則(明治五年八月三日・太政官無号達)による「府県裁判所」であって(第十五章)、司法省出張裁判所(第十四章)ではない。出張裁判所は東京近傍に遠に設けられる予定で、府県裁判所の覆審を取扱ったのである。

(28) 「司法沿革誌」(昭和十四年)の明治五年九月十九日の条に「山梨裁判所ヲ置キ其県内ヲ管ス」とある(一九頁)。府県裁判所の設置は、太政官無号達で発令されるのであるが、「法令全書」には、明治五年九月の項になぜかその記事が洩れている(第五巻のI・明治五年・五〇三頁―五〇五頁)。

(29)(30) 前掲「山梨県史」第一巻・昭和三十三年・九頁―一〇頁。

(31) 「水野中検事」は中検事水野元靖、「北畠権少判事」は権少判事北畠治房、「田辺大警視」は大警視田辺良頭である(明治六年一月「袖珍官員録」・一九七枚表、一八六枚表、二〇五枚裏)。「其外数名」の氏名は明らかでない。

(32) この山梨県伺の文章では、あらたに設置された裁判所に田辺大警視も着任したように理解されるが、そうではない。田辺は裁判所設置とはほぼ同じ時期の九月十七日に、山梨県に置かれた司法省警保寮出張所(前掲「山梨県史」第二巻・九三―一頁)に着任したのである。「山梨県警察史」上巻(昭和五十三年)は、「本県最初の裁判所には司法省から官員水野中検事、北畠小判事、田辺大警視ほか数名が着任し云々」としているが(七二〇頁)、これは山梨県伺の文章を鵜呑みにした誤りである。因みに、この山梨県警保寮出張所の一件は、日本警察史上きわめて注目すべき史実である。明治五年八月二十八日・太政官布告第二四三号によって司法省警保寮が置かれ、全国各府県にも出張所を設け、全国の警察事務を統一する企図であったが、実際に出張所が設置されたのは、山梨県だけであった(山元一雄「日本警察史」・昭和九年・一七三頁)。この出張所が存続した期間は、県の警察権は中断した筈である。ところが、この山梨県警保寮出張所については、設置場所、陣容、活動状況、廃止時期など全く明らかになっていない。前掲「山梨県警察史」は、警保寮出張所が設置された事実だけは指摘しているが(一一九頁)、県の警察権が中断した状況およびその期間など重要な事実については、全く述べていない。

なお、この司法省警保寮の職制が確定したのは、同年十月十九日・太政官無号達であったから、山梨県への出張所設置は、職制決定以前のことである。大小切騒動を契機とし、裁判所と警保寮出張所をセットにして急拠設置したという推測も十分成り立つが、この点は後考を待ちたい。

(33) 山梨裁判所設置に伴い、県の聴訟課に所属していたと思われる官員の大属大草喜成以下十二名が、司法省へ転任している

(前掲「山梨県史」第二巻・一〇六六頁―一〇六七頁)。そして甲府新聞第一〇号(明治六年四月)所載の山梨裁判所職員名簿によると、それら旧職員の中、八名が同裁判所に在職している。すなわち権少検事大草喜成(元大鷹)、権大検部川上三郎(元少鷹)、十二等出仕海野勲(元十二等出仕)、十三等出仕久保島栄次郎(元十三等出仕)、十四等出仕水村遜(元史生)、十五等出仕倉本昌三郎(元等外二等)、等外一等出仕水野忠義(元等外三等)等外二等出仕増田貢(元等外三等)らである。

(34) 私は残念ながら、北畠権少判事、水野中検事の発令日を確認する史料に接しない。

(35) 前掲の甲府新聞第一〇号所載の職員名簿によると、大解部松本正忠、権大解部山本昌行、中解部別府景通、寛元忠、松岡康孝、権少検事中川忠純並に前述の大草喜成(註33・参照)らが在職しているから、これらの人々の中の誰かが、その裁判に関与した筈である。なお、水上文淵手記によると、「高野権少判事」が此の裁判に関与したというが(小野・前掲「維新農民蜂起譚」・二五〇頁)、そうした裁判官の在職は、確認できない。

(36) 金丸・前掲「大小切騒動余聞」・青山経済論集第一六巻三号・一〇七頁。

(37) 小沢等七名の共同「口書」(註13・参照)の日附である。

(38) 前掲「諸県口書」・明治五年・第二十七冊。

(39) 藤田弘道「足柄裁判所旧蔵「新律条例」考―改定律例の草案と覚しき文書について―」・二完」・本誌第四六巻二号・昭和四十八年・八八頁。

(40) この「新律条例」という草案を発見されたのは、藤田君であり、その考証によると、この草案は、新律綱領の改正案として、明治四年の春頃から、その編さんが開始され(藤田・前掲論文・一・本誌第四六巻二号・七四頁)。それには第一次草案(明治五年八月奏進)、再校草案(同年十月十三日進呈)、改正浄書案(同年十一月二十八日再進呈)、最終案(上木案・翌六年三月九日以降)の四種があると指摘されている(藤田「公文録」所載「新律条例」考―改定律例の再校草案と覚しき文書について―・手塚編「近代日本史の新研究」I・昭和五十六年・一六八頁)。北畠らは、第一次草案を持参して赴任したものと思われる。

(41) 藤田君は、この新律条例が実際の裁判に適用された実例として、明治五年十月二十四日の足柄裁判所の判例を掲げておられる(藤田前掲論文・二・本誌第四六巻三号・六八頁)。私は、この草案の条項の一つが、いち早く明治四年二月十九日、柏崎県向に対する刑部省指令中に見えていることを指摘したことがある(拙稿「明治三年・柏崎県旧桑名領農民一揆に関する裁判史料」・本誌第五九巻一号・昭和六十一年・八一頁―八二頁参照)。

- (42) 註39に同じ。
- (43) 新律綱領雜律違令の条に「凡令ニ違フニ。重キ者ハ。笞四十。輕キ者ハ一等ヲ減ス」とある。そして「贖罪收贖例図」によると、「笞四十」で「的決シ難キ者」に対する贖罪は「三兩」、また「老小廢疾ノ矜恤ス可キ者」に対する收贖は「一兩」であり、「笞三十」の場合は、贖罪が「二兩一分」、收贖が「三分」である。
- (44) 駐38に同じ。
- (45) 明治六年一月「袖珍官員録」・一八一枚表裏、一八五枚表裏、一八六枚表、一九六枚裏、一九七枚裏、二〇二枚裏。
- (46) 金丸・前掲「大小切騒動余聞」・青山經濟論集第一六卷三号・一〇九頁。
- (47) 金丸・前掲論文・九五頁。
- (48) 小野・前掲「維新農民蜂起譚」・二五一頁―二五二頁。
- (49)(50) 前掲書・二五二頁以下。
- (51) 前掲「山梨県警察史」上巻・九五―一頁。挑稿「明治初年の甲斐における刑事法と行刑」・「明治刑法史の研究」(中)・昭和六十年・一〇四頁以下。

### 三 倉田利作らの脱獄と、その裁判

大小切騒動の裁判で、準流十年の刑をうけた倉田利作が、脱獄事件に関与したことは、すでに早く大正五年の前掲『東山梨郡誌』<sup>(1)</sup>が、次のように述べている。

利作は島田小沢に共と巨頭たりしを以て遂に縛に就き流刑に処せらる。而して未だ甲府懲役場にあり。当時維新創業の際、諸制旧套を脱せず懲役場の如き特に然り、利作憤慨に不堪屢是れを上級有司に建言するも、有司憚りて此れを伝へず、此処に依って一身を犠牲とし、畏くも闕下に直訴せんとし、赤岡金太郎僧大道等を従へ、獄を破り以て東上せんとするに際し、囚徒中乱暴を働き、窃に列を脱して遁るゝもの多し、利作是に於て世の頼むに足らざるを慨し、悲壯決する処あり、官に自訴して従容として断頭場裏の人となる。時明治六年八月廿三日享年四十九。

飯田文弥氏は、この記事を参照して「倉田利作……後自首して準流に処せられたが、獄舎の改善方を建言するもいれられず、脱獄囚に一味徒党したという理由で死刑になっている」と述べておられる。<sup>(3)</sup> また前掲「改訂郷土史事典・山梨県」も、その記事をほぼそのまま受けついでいる。<sup>(4)</sup>

しかし、他方、前掲「峡中沿革史」が、倉田について「準流(後死刑に)」とのみ述べるにとどまり、死刑になった理由を全く説明していないことから、山梨県地方の郷土史文献にも、その点だけを租述し、脱獄事件に全くふれていないものが、相当多くみられる。<sup>(6)</sup> とすると、この脱獄問題はこれまで一般的には余り注目されていない事件であったとみていい。<sup>(7)</sup>

ところで、前掲「東山梨郡誌」の記事は、当時の伝承によって書かれたものと思われるが、それによって倉田が死刑になったことは判明するが、脱獄理由についてはその一斑を伝えるのみであり、また倉田の行動を多少美化している点がないとはいえない。<sup>(8)</sup>

倉田の脱獄の理由は、単に獄内の待遇改善だけの問題ではなく、後ちに述べるごとく大小切騒動の余波ともいうべき原因も秘められていたのである。

この脱獄事件は、明治六年六月七日夜の出来事であるが、その主謀者興石重兵衛は、その動機を、裁判所における「口書」で、次のように語っている(句読点・手塚、以下の口書全て同じ)。

自分儀、準流場東ノ間世話役致シ、日々役場へ出草鞋作り代金三錢ツツ納メ、過錢ハ御下ケ渡有之、右ヲ以塩噌(しほそう)等買求メ貰ヒ居候処、四月下旬ヨリ右過錢御下渡無之、積金ニ相成リ、満刑ノ後、御下渡可相成旨ニ御改定ノ処、御渡ノ食物ノミニテハ不足ニ付、仕法立致シ度々歎願致シ候テモ、御聞届無之、此儘ニテハ十年ノ存命無覚束、餓死可致ト一途に存込。破獄ノ念日毎ニ嵩ミ候折柄、西ノ間取締役内藤清右衛門モ不快ノ様子ニテ日々打伏居、且倉田利作儀モ破獄ノ所存ト相見ヘ……人心モ稍一致ト相見候。

この労役賃銀支払方法の変更は、準流徒刑囚の全てに危機感を与え、破獄の気分が牢内に蔓ったようであり、倉田はその「口書」で、

一同ノ者共、日々食物不足ヲ歎キ、此儘死ニ就キ候ヨリハ反獄致シ、命ヲ天ニ任スナド、口々ニ申罵リ、掛リ役員ヲ輕蔑致ス勢ヒ、此時ニ乗シ、宿怨ヲ可憎ト存シ、甲斐国悪党新武勇伝ト号シ、反獄致シ勢ヲ揃へ、旧県令首級ヲ取、信州へ押入、筑摩長野両県ノ徒流場ヲ破リ、人数ヲ集メ、薩州へ可押行ナド、軍談ノ如ク申語り、人氣ノ向背ヲ窺ヒ居候

と述べている。<sup>(11)</sup> 倉田の「宿怨」とは、大小切騒動の際、偽計を以て鎮庄に当たった県令土肥実匡（本稿八頁・参照）に対する怨みであり、破獄によって復讐を遂げんとしたのである。「軍談」の形で牢内の者に語ったことは、ある程度まで彼の本心であろう。

六月三日、輿石は、内藤清右衛門へ話を通じ、内藤は倉田の同意を得、輿石は赤岡金太郎に小刀の調達を依頼したところ、赤岡がこの一件を密告したため、輿石、内藤、倉田は、二昼夜に亘って仮牢に入れられて取調をうけたが、証拠不十分ということで釈放、元の準流場へ戻された。<sup>(12)</sup> これで反獄の一件は、一頓挫したかにみえたが、赤岡が内藤の要請で気分を変え、破獄に同意したので、<sup>(13)</sup> 計画が再燃した。

六月六日午後八時頃、輿石、内藤、倉田、赤岡、田中栄五郎、山下米吉の六名で相談、金子大道が持参した小刀で、内藤、赤岡、山下が格子の切取りをはじめたが成功せず、翌七日午後、こんどは赤岡と手塚豊三郎が調達した鋸をもって、内藤と山下が格子一本を切取り、脱出の準備が整った。<sup>(14)</sup> そして同日午後八時、内藤から準流囚一同へ反獄の由が伝えられた。<sup>(15)</sup> 同意した者は「蒲団ヲ破リ鉢巻致シ」<sup>(16)</sup>。そして倉田は「昨年大小切安石代御廃止ノ節、元県令ノ所置振遺恨難堪ニ付、首ヲ取、心体ニ付、助力致シ呉候」と云って、一同の同意を得たのである。<sup>(17)</sup>

そして切り取った格子の間から内藤を先頭にして相次いで脱出、その際、阻止せんとした牢役人前田緩寿を、早川治郎作、久保田宇兵衛、手塚豊三郎の三名が棒でなぐり、傷を負わせた。<sup>(18)</sup> また、中村茂作と古屋卯三郎が、同じく棒

で懲役所小使柴山佐助をなぐつて負傷させた<sup>(19)</sup>。さらに中村茂作、田中栄五郎、宮川仲吉らが、番小屋から公金十円四十銭二厘と前田の脇差を奪取した<sup>(20)</sup>。牢の門外へ一同が出た時、輿石と倉田が総人数を改めたところ、三十四名であった<sup>(21)</sup>。

それより一行の指揮は倉田が採り、佐渡町角の屋敷（県令居宅）を襲撃し、門戸と玄関を打ち毀したが「銘々心ニテ勢ヒ不揃ニ付、奥へハ踏込不得、引揚」げた<sup>(22)</sup>。烏合の衆であったため、倉田の思うようには行動しなかつたのであろう。ところが、この屋敷には、土肥元県令はすでに居住せず<sup>(23)</sup>、裁判所の中解部松岡康孝が住んでいたのである<sup>(24)</sup>。そして、この襲撃で、松岡方同居の山梨県病院長夫人が負傷した<sup>(25)</sup>。

これより先、一行が佐渡町へ向う途中、高崎喜三郎と深沢七右衛門の二名が脱落し、深沢は自首した<sup>(26)</sup>。

その後ち、一行は片羽町へ向った。その途中、輿石は岩田定教（山梨県士族）を棒で打って傷を負わせたが、その事情は明らかでない<sup>(28)</sup>。

一行は「片羽町古道具商雨宮茂右衛門宅外九カ所へ押入り、刀鎗、甲冑、銃器、金銭、衣類、食物等銘々思ヒ々々」強奪した<sup>(29)</sup>。「九カ所」の内、氏名が判明するのは河西庄平宅と植田仁兵衛宅の二軒である<sup>(30)</sup>。

これらの襲撃の際、早川治郎作他一名は、植田宅で番頭酒井浅右衛門を傷付け、さらにまたこれとは別に、松川忠次右衛門と小池金作にも傷を負わせた<sup>(32)</sup>。田中栄五郎は小林久兵衛（西青沼町商）と中沢重兵衛（上連雀町商）を、内藤清右衛門他八名は中島吉左衛門他二名を傷害した<sup>(34)</sup>。これらの被害者は、襲撃をうけた家の関係者だけではなく、通行人もふくまれていたようである<sup>(35)</sup>。

脱獄後、ここまでの一行の襲撃による被害は、物品も代金に換算して合計九十四円七十三銭三厘であった<sup>(36)</sup>。前述の高崎と深沢をのぞく三十二名の一行は、片羽町周辺襲撃後、四散して各方面へ逃走した。

この脱獄事件に際し、山梨県並に山梨裁判所は、官員のみならず一般民間人の協力も求めて逮捕に全力を尽したの



である。六月九日から十二月までに動員された民間人は、延三三三三人に達したといふ。<sup>(38)</sup>

事件当夜に逮捕された者は、一行から脱落した高崎喜三郎をはじめ、倉田利作、赤岡金太郎、伊藤重太郎、藤本万助、雨宮銀十郎らであった。<sup>(39)</sup>この内、伊藤は逃走中に人家に入り、「木綿股引他二品」(十一錢五厘)を窃取してゐた。<sup>(40)</sup>

翌八日に浅川伊作、九日に興石重兵衛、中沢吉吉、小松孝兵衛、十日に早川治郎作、久保田宇兵衛、中村茂作、矢崎辰吉、土橋清順、山下荒吉が逮捕され、深沢熊十郎が自首した。<sup>(41)</sup>

さらに十一日には、真壁秀松、古屋卯三郎、渡辺惣吉、田口亀吉、手塚豊三郎らが捕えられた。<sup>(42)</sup>この内、古屋、渡辺、田口、手塚と前日に捕えられた久保田の五名と内藤清右衛門は、逃走途中の九日に、小尾山の炭焼小屋で居合せた人を縛し白米、衣類など九十七錢三厘相当の窃盗を働いた。<sup>(43)</sup>

十二日には、金子大道が逮捕された。<sup>(44)</sup>彼は逃げる途中、巨摩郡青柳村の農家で、二十錢相当の包丁一本を窃取してゐた。<sup>(45)</sup>

二十二日には、田中栄五郎が逮捕された。<sup>(46)</sup>彼は三浦半島まで逃走、二十日朝、秋谷村の宿で、同行してゐた若杉柳吉と共に強盗未遂を働き、その際、関沢久蔵を傷害してゐた。<sup>(47)</sup>

脱獄した三十四名の内、自首および逮捕された者二十五名、未逮捕者の内、氏名の判明せる者は、内藤清右衛門<sup>(48)</sup>、山下米吉<sup>(49)</sup>、大久保辰吉<sup>(50)</sup>、宮川仲吉<sup>(51)</sup>、矢崎重太郎<sup>(52)</sup>だけである。

なお、大小切事件の被告古屋文右衛門、窪田勘兵衛、山中五郎右衛門、久保川太右衛門らも在監してゐた筈であるが、脱獄事件に加わらなかつたのは、彼等は徒刑囚であり、準流囚とは別の房にいたためであらう。

翌七月発行の甲府新聞第二十三号は、この脱獄事件を次のように報道した。

先月七日夜、準流三十余人反獄セン事情ヲ探ルニ、従前、懲役所囚人共、賃業ノ錢十分ノ一ハ本人ニ給与セラル、規則ナリシニ、漸々弊害ヲ生シ、外役スレハ狼ニ商家ニ立入、飲食ヲ購ヒ、又甚キニ至ラハ檻内ニテ窃ニ博奕ヲナス等、諺ニ所謂地獄ノサ

タモ金次第ニテ、遂ニハ酒肴ヲ檻中ニ搬ヒ入ル、モ測リガタキ勢ナリ。因テ先般、県庁之ヲ改革シ、彼十分ノ一ノ錢ハ渡サズ、全數スベテ蓄積シテ、放免復籍ノ日ニ至リ、産業ノ本資トナサシメントセラレタリ。然ルニ狼心不化ノ囚徒等、カ、ル仁恵ノ旨ヲモ辨ヘズ、左右芳情ヲ唱ヘシ折柄、隼村農倉田利作ナル者ハ、昨年八月申ノ暴動一件ノ巨魁ト称セラレシ者ニシテ、準流十年服役中ナリ。此者ハ前県令土肥実匡君ガ、彼暴動ノ根源ナル安石代税法従前ノ如ク据置歎願聞届ナガラ、竟ニ取消シニナリシ不取計ヲ憤怨スルコト甚シク、此衆怨ノ機會ニ投シテ、同囚等ヲ煽動シ、赤岡金太郎、内藤清右衛門、輿石重兵衛等ト計リ、檻内ニテ甲州悪徒武勇伝ト号スル書ヲ著述セリ。其書ノ主意ハ反獄ノ上、県令ヲ襲殺シ、市中豪商ノ金ヲ奪ヒ、他県ニ走り、其所ノ準流所ヲモ破リ、囚徒ヲ嘯集シテ後チ、大挙為ス所アラン等ノコトナル由、是ヲ以テ囚心ヲ一致シ遂ニ七日ノ夜ノ指揮ニ及ビシナリト云。土肥前県令ハ既ニ免職ニナリシトモ知ラズ、螳螂ノ斧モナキ身ヲ顧ミズ、叨ニ大車ニ敵セント計リ翻テ其身ノ大辟ニ陥ルヲイタス、其兇、其愚亦甚シキカナ。

この一件の裁判は、山梨裁判所で行われ、裁判官は司法権少判事大東義徹、司法権大解部山本昌行、司法中解部寛元忠、検察官は司法権中検事中川忠純であった。<sup>(53)</sup>開廷の時期は明らかでないが、結審は七月三十日であったと思われる。<sup>(54)</sup>

同年八月、山梨裁判所は、司法省に対して次のように伺い出た。<sup>(55)</sup>死刑をふくむ重罪犯であったためである。

准流囚

右者別紙罪案之通反獄主謀ニ付改定律第二百九十四条ニ照シ斬罪可申付哉

輿石 重兵衛  
倉田 利作  
赤岡 金太郎

田中 栄五郎  
早川 次郎作  
久保田 宇兵衛

右者別紙罪案之通反獄ノ上官舎ヲ毀ケ官金ヲ奪ヒ掛リ役人ヘ疵負ハセ且持兇器強盜人ヲ傷スル者ニ付二罪ノ内強盜律ニ照シ  
斬罪可申付哉

中村茂作  
古屋宇三郎

右者別紙罪案之通反獄ノ上持兇器強盜人ヲ縛ス者ニ付二罪ノ内強盜律ニ照シ斬罪可申付哉

渡辺惣吉  
田口亀吉

右者別紙罪案之通反獄ノ上持兇器強盜致ス者ニ付二罪ノ内強盜律ニ照シ斬罪可申付哉

矢崎辰吉  
伊藤重太郎  
土橋清順  
藤本萬助  
真壁秀松

右者別紙罪案之通反獄ノ上連類ノ者持兇器強盜致ス節俱々暴行致スト雖モ室ニ入り財ヲ搜セサル者ニ付二罪ノ内改定律第二  
百九十四条ニ照シ從ニ付懲役終身可申付哉

金子大道  
中沢佐吉  
小松孝兵衛

右者別紙罪案之通反獄ノ上官員ノ宅舎ヲ毀テ連類ノ者持兇器強盜致ス節俱々暴行致スト雖モ室ニ入り財ヲ搜セス通ル、道ナ  
キヲ察シ自首致ス者ニ付律ニ正条無之如何処断可申付哉

深沢熊十郎

右者別紙罪案之通ニ付改定律第二百九十四条ニ照シ從ニ付懲役終身可申付哉

高崎喜三郎

右奉伺候也

癸酉八月

山梨裁判所長

司法権少判事

大東義徹

福岡司法大輔 殿

准流囚

手塚 豊三郎

右者別紙罪案之通反獄ノ上官舎ヲ毀チ掛リ役人へ疵負ヘセ且持兇器強盗人ヲ縛シ拒捕者ニ付強盗律ニ照シ斬罪可申付哉

雨宮 銀十郎

右者別紙罪案之通反獄ノ上持兇器強盗致スニ依リ強盗律ニ照シ斬罪可申付哉

山下 荒吉

右者別紙罪案之通反獄ノ上持兇器強盗致シ且拒捕者ニ付強盗律ニ照シ斬罪可申付哉

右奉伺候也

癸酉八月

山梨裁判所

司法権少判事

大東義徹

福岡司法大輔 殿

准流囚

浅川 伊作

右者別紙罪案之通反獄ノ上連類ノ者持兇器強盗致ス節同行財ヲ得ルト雖室ニ入財ヲ搜セサル者ニ付二罪ノ内改定律第二百九十四条ニ照シ從ニ付懲役終身可申付哉此段奉伺候也

癸酉八月十日

山梨裁判所長

司法権少判事

大東義徹

福岡司法大輔 殿

甲斐国巨摩郡第十四区长沢村農

徒刑人 深沢 七右衛門

右者別紙罪案之通本犯徒二年半之処逃走スルニ依リ満限後徒一年半加役合セテ四年ニ所断致シ有之処再ヒ逃走自首スルニ付懲役人逃条例ニ依リ逃罪ヲ免シ仍ホ原犯ノ年限ニ照シ更ニ懲役四年可申付哉此段奉伺候也

山梨裁判所々長

司法権少判事 大東 義 徹

癸酉八月  
福岡司法大輔 殿

同年九月廿五日、司法省は、この伺に対して、次のように指令した。<sup>(56)</sup>

癸酉九月廿五日

康毅

徳山

獄囚脱監及越獄逃走条例

反獄シテ逃走スルノ首ヲ以テ論シ

斬罪

持兇器強盜再犯人ヲ傷シ財ヲ得ルハ罪等シ余罪ハ輕シ故ニ除棄ス

輿 石 重兵衛

改正強盜律

持兇器強盜人ヲ傷シ財ヲ得ル者

倉 田 利 作

赤 岡 金 太 郎

田 中 栄 五 郎

早 川 次 郎 作

久 保 田 宇 兵 衛

中 村 茂 作

斬 罪

各贓金九十四円余

反獄シテ逃走スルノ従ヲ以テ論スルノ罪及ヒ余罪ハ輕キニ依テ除棄ス

中沢佐吉小松孝兵衛ハ自ヲ財物ヲ奪ヒ得スト云フト雖モ財ヲ得ル者ハ贓ヲ分タスト雖モ贓ヲ併セテ首従ヲ分タス罪ヲ科スト不持兇器尚ホ且然リ故ニ別ニ論セス

持兇器強盗人ヲ傷シ財ヲ得ル者ヲ以テ論シ

斬罪

古屋 卯三郎  
渡辺 惣吉  
田口 亀吉

各贓金九十五円余

反獄シテ逃走スルノ従ヲ以テ論スルノ罪及ヒ余罪ハ輕キニ依テ除棄ス

持兇器強盗再犯ハ財ヲ得スト雖モ斬ノ処官ノ捕獲セント欲スルコトヲ聞テ自首スルト云ヲ以テ論シ一等ヲ減

懲役終身

深沢 熊十郎

反獄シテ逃走スルノ従ヲ以テ論スルノ罪ハ輕キニ依リ除棄ス

矢崎 辰吉  
伊藤 重太郎  
土橋 清順  
藤本 萬助  
真壁 秀松  
金子 大道  
中沢 佐吉  
小松 孝兵衛

懲役十年限内ニ在テ己ニ多囚糾合シテ反出セシ穿破ノ所ヨリ後レテ逃走スト雖モ自己更ニ反獄ノ事情無キモノ  
懲役人逃条例

懲役限内逃走スル者ヲ以テ論シ原犯ノ年限ニ照ラシ新タニ拘役ス  
棒鎖二日 懲役十年

高崎 喜三郎

懲役人逃走シテ自首スル者ハ逃罪ヲ免シ仍ホ原犯ノ年限ニ照ラシテ新タニ拘役ストアルニ擬シ  
懲役四年

深沢 七右衛門

持兇器強盗人ヲ傷シ財ヲ得ル者

赃金九十五円余

手塚 豊三郎

斬罪 同 九十四円余

雨宮 銀十郎

同

山下 荒吉

同

浅川 伊作

反獄シテ逃走スルノ從ヲ以テ論スルノ罪及ヒ余罪ハ輕キニ依テ除棄ス

長岡 康毅 松本 青木 水本 不明 不明 驥

この指令書の捺印によって、この指令に關与した官員の氏名が判明する。すなわち「康毅」は七等出仕松岡康毅、「長岡」は七等出仕長岡重弘、「青木」は中判事青木信寅、「松本」は権大判事松本暢、「水本」は権大法官水本成美、「驥」は権大検事渡辺驥、「福岡」は司法大輔福岡孝弟、<sup>(57)</sup>「徳山」は権大属徳山純である。<sup>(58)</sup>  
この山梨裁判所伺と、司法省指令との間の異同を分析すると、次の通りである。

(1) 被告の大部分は、反獄と持兇器強盗傷人あるいは持兇器強盗との「数罪俱発」であるが、改定律例(明治六

年六月十三日・太政官布告第二〇六号・七月十日施行）第七十一条によると、「二罪以上俱ニ発覚スレハ一ノ重キヲ以テ論シ各等キハ一ニ從テ科ス」とあるごとく、当時の刑事法は、併合罪について吸収主義を採っていたことを、先づ注意すべきである。

(2) 山梨裁判所伺の内容は、次の通りである。輿石、倉田、赤岡の三名を反獄の主と考え、改定律例第二百九十四条「凡反獄シテ逃走スル者ハ……首ハ斬」を適用した（数罪俱発の持兇器強盜の条は適用せず）。その他の者の内、持兇器強盜の際、傷害に直接関与した者（田中、早川、久保田、中村、古屋、手塚）については、改定律例第二百七条（強盜）「其兇器ヲ持スルモノハ……財ヲ得ル者ハ皆斬……人の殺傷スル者亦同シ」を適用した（数罪俱発の反獄の条は適用せず）。また、持兇器強盜の際、傷害はしないが人を縛した者（小尾山の炭焼小屋での強盜・田口、渡辺）と、持兇器強盜ではあるが、傷害または暴行行為は一切なかった者（矢崎、伊藤、土橋、藤本、真壁、雨宮、山下）についても、改定律例第二百七条（強盜）「其兇器ヲ持スル者ハ……財ヲ得ル者ハ皆斬」を適用した（数罪俱発の反獄の条は適用せず）。以上の者は、適用条項は区々であるが、結果的には、その量刑は全て斬である。

そのほか、持兇器強盜の際、結果的には財を得たが、家宅に侵入しても財を捜さなかったという者（金子、中沢、小松、浅川）は、改定律例第二百二十八条「凡強盜未入室ニ入り財ヲ搜セス外ニ在テ瞭望シ財物ヲ接通スル者ハ贓ヲ分チ分タサルヲ論セス本犯ニ一等ヲ減ス」による「懲役終身」と、第二百九十四条「凡反獄シテ逃走スル者ハ……從ハ懲役終身」の二罪俱発とし、後者のみによって「懲役終身」とした。

さらに持兇器強盜に加らなかつた高崎喜三郎は、改定律例第二九四条の「反獄」の「從」で「終身懲役」。また同じく持兇器強盜に加わらずに自首した深沢七右衛門には改定律例第三百三条「凡懲役人ノ逃走シテ自首スル者ハ逃罪ヲ免シ仍ホ原犯ノ年限ニ照シテ新ニ拘役ス」<sup>60</sup>が適用された。彼の場合、明治三年五月に不持兇器強盜で徒刑三年に処せられ服役中、同年十月に脱獄、十一月に逮捕、改めて徒刑三年を宣告されたが、五年六月に徒刑



二年半に減刑、ところが六年五月に強盗の誣告をしたため反坐で徒一年半を加役され、徒刑四年囚となっていたから、あらたな逃亡で、さらに懲役四年を服役することになったのである。<sup>61)</sup>

持兇器強盗には参加したが、室ニ入り財ヲ捜さなかつたし且つ後に自首した深沢熊十郎については「律ニ正条無之」として、司法省の指示を仰いでいる。

(3) 右の山梨裁判所伺に対して、司法省の対応は、次の通りである。

反獄して片羽町周辺における持兇器強盗に参加した者は、直接に人を傷害したか否かを問わず、また直接に財物を奪取したか否かを問わず、全て持兇器強盗の傷人、財物奪取の共同正犯とした。そして輿石は改定律例第二百九十四条「凡反獄シテ逃走スル者……首ハ斬」と、第二百二十七条（強盗）「其兇器ヲ持スル者ハ……財ヲ得ル者ハ皆斬」の数罪俱発とし、前者を適用して斬とした。その他の者は（倉田、赤岡、田中、早川、久保田、中村、矢崎、伊藤、土橋、藤本、真壁、金子、中沢、小松、古屋、渡辺、田口、手塚、雨宮、山下、浅川）、改定律例第二百九十四条「凡反獄シテ逃走スル者……従ハ懲役終身」と、第二百二十七条（強盗）「其兇器ヲ持スル者ハ……財ヲ得ル者ハ皆斬……人ヲ殺傷スル者亦同シ」の数罪俱発とし、後者を適用して一同を「斬」とした。<sup>62)</sup> それがため、山梨裁判所伺では「懲役終身」であった金子、中沢、小松、浅川の四名も「斬」となっている。<sup>63)</sup>

また、「反獄と持兇器強盗の深沢熊十郎は、自首したため独り「終身懲役」とされた。彼の場合、司法省の見解では、「持兇器強盗」の際、室内を物色しなかつたことから共同正犯とは認めず、改定律例第二百九十四条による「反獄」の「従」の「終身懲役」と、新律綱領の強盗の条「持兇器……再犯ハ<sup>64)</sup>。財ヲ得スト雖モ斬」の数罪俱発とし、後者を適用して「斬」の処、改定律例第五十九条「凡罪ヲ犯シ……官ノ捕獲セント欲スルヲ聞テ自首スル者ハ本罪ニ一等ヲ減ス」を適用、「斬」の一等減は、第八十四条によって「懲役終身ニ止ム」るものとなったのである。

高崎喜十郎については、山梨裁判所伺とは異なつて「反獄」とは認めず、改定律例第三百一条「凡懲役五年以上ノ囚人限内逃走スル者……棒鎖二日仍ホ原犯ノ年限ニ照シテ新ニ拘役ス」を適用し、改めて「棒鎖二日 懲役十年」に処せられた。彼の「原犯ノ年限」は「準流十年」であつた。<sup>65</sup> 彼の場合は、山梨裁判所伺の量刑「終身懲役」が一段と軽くなつたのである。

深沢七右衛門については、司法省の見解も、山梨裁判所伺と全く同様であつた。

かくして、司法省の指令により、関係者の刑は確定した。山梨裁判所は、九月末か十月初め頃、刑の言渡を行ったと思われるが、その正確な月日は確認できない。刑の執行日も同様である。<sup>66</sup> この脱獄事件は、民間人も多量に動員されたこととて、山梨県地方では大きな反響を呼んだと思われるが、残念ながら私は、そうした記録を寓目しえない。

(1) 前掲「東山梨郡誌」・二八六頁。なお、註66・参照。

(2) 「東山梨郡誌」の筆者は、倉田は「準流十年」であるから、遠方へ流刑として送られるまで甲府懲役場に留つていたものと理解したのであるが、それは誤解である。明治初年、流刑地に予定した北海道の施設が不十分であつたため、明治三年十一月十七日・太政官達の準流法で、流刑は停止し、「二等徒役五年、二等徒役七年、三等徒役十年」を以て流刑に代用した。倉田の「準流十年」は三等徒役であり、刑期中、甲府の山梨県懲役場で服役する筈である。

(3) 飯田文弥「補註」・前掲「日本庶民生活史料集成」第十三巻・七二〇頁。

(4) 手塚寿男編・前掲「改訂郷土史事典・山梨県」・一八七頁。

(5) 前掲「峡中沿革史」・「甲斐志料集成」第七巻・三六四頁。

(6) 例えば有泉・前掲「幕末維新期における甲州農村の政治的動向・下」・甲斐史学第六号・一八頁。前掲「山梨県議会史」第一巻・三二頁、磯貝、前田・前掲「山梨県の歴史」・二一九頁、有泉・前掲「やまなし・明治の墓標」・一九頁など。

(7) 脱獄事件にふれないのみでなく、倉田は後ちに釈放されたとしていた文献もある（青木・前掲「日本農民運動史」第二巻・八〇頁）。この青木氏の著書は、記述の典拠を全く明記していないものであるが、その点で、学問的にたかひ評価を与へることはできない）、おそらく水上文淵氏の手記に「倉田利作、古屋文右衛門、窪田勘兵衛、山下五郎左衛門、久保川太右衛

門等の運果者も夫々刑罰を受けしが、明治二十二年二月十一日、紀元の佳節憲法発布の大赦に依り、出獄を免されたり」(小野・前掲「維新農民蜂起譚」・二五三頁)とあることを、鵜呑みにされたのであろう。この水上手記の一文は、明治憲法発布の際の大赦令(明治二十二年二月十一日・勅令第十二号)で、関係者の罪が「赦免」されたことを述べているのであろうから「出獄を免されたり」という表現は、誤解を招き不適切である。

(8) 倉田が「上京、直訴」を考えたかどうか、寔に疑問である。

(9) 「興石重兵衛口書」・法務図書館蔵「諸県口書」・明治六年・第四六冊・捕亡第一二七六号。以下関係者の「口書」及び裁判関係文書は、全てこの書類所収のものによる。

(10) 明治二年四月制定の山梨県徒場規則によると、官給の食物には定量の規則はなく、外部からの差入れも許され、また本人が番人立会の上で、行商人から食物を買うことを許されていた(第一五条、第一六条)(拙稿・前掲「明治初年の甲斐における刑事法と行刑」・「明治初期刑法史の研究」中・一〇六頁)。

(11) 「倉田利作口書」。

(12) 前掲「興石重兵衛口書」。

(13) 「赤岡金太郎口書」。

(14)(15) 前掲「興石重兵衛口書」。倉田は「流囚職業ノ儀ニ付、申立候得共、御沙汰無之、一同難立行、今般ノ次第ニ立至リ候云々」と、脱獄趣意書を書き、金子大道が清書して獄内に残した(前掲「倉田利作口書」)。

(16) 前掲「赤岡金太郎口書」。

(17) 前掲「倉田利作口書」、「早川治郎作口書」。

(18) 前掲「早川治郎作口書」、「久保田宇兵衛口書」、「手塚豊三郎口書」。

(19) 「中村茂作口書」、「古屋卯三郎口書」。

(20) 前掲「中村茂作口書」、「田中栄五郎口書」。

(21) 前掲「興石重兵衛口書」、前掲「倉田利作口書」。

(22) 前掲「倉田利作口書」。

(23) 土肥は、大小切騒動が一段落した五年九月二十三日「待罪伺書」を太政官史官宛に提出(前掲「山梨県史」第二巻・九七四頁)、翌六年一月二十二日に「免本官、位記返上」を命ぜられ(「土肥実匡履歴書」下巻・九九頁)、甲府か

ら退去してしたが、獄中に居た倉田らは、そのことを知らなかったのであろう。

- (24) 前掲「倉田利作口書」。
- (25) 山梨県権参事富岡敬明、山梨県権令藤村紫朗より大蔵事務総裁参議大隈重信宛届書（明治六年六月八日）（前掲「山梨県史」第三卷・二五七頁）。
- (26) 「高崎喜三郎口書」、深沢七右衛門口書」。
- (27) 前掲「深沢七右衛門口書」。
- (28) (29) 前掲「輿石重兵衛口書」。
- (30) 「古屋卯三郎口書」。
- (31) (32) 前掲「早川治郎作口書」。
- (33) 前掲「田中栄五郎口書」。
- (34) 前掲「輿石重兵衛口書」、前掲「倉田利作口書」。
- (35) 註25に同じ。
- (36) 片羽町附近の襲撃に参加しなかった高崎喜三郎、深沢七右衛門と、逃走中にさらに強窃盗を働いた久保田宇兵衛、伊藤重太郎、古屋卯三郎、渡辺惣吉、田口亀吉、金子大道、手塚豊三郎を除く輿石他十五名の内、十四名についての「盗贓金」は「九十四円七十三銭三厘」とあり、（例えば前掲「輿石重兵衛口書」、山下荒吉と雨宮銀十郎の「盗贓金」は「九十四円七十三銭」となっているが（山下荒吉口書、「雨宮銀十郎口書」）、これは「三厘」を書き洩したものと思われる。
- (37) 山梨裁判所には、司法警察を担当する捕亡二十一名が附属していた（甲府新聞第一〇号・明治六年四月・前掲「山梨裁判所職員」表）。山梨県から大隈参議宛の届書にも、県と裁判所が協力して捜査に当たっている状況を述べている（註25・参照）。しかし、司法省警保寮出張所の活躍については、みるべき史料が全くない。
- (38) 前掲「山梨県史」第三卷・二五八頁。
- (39) 前掲「高崎喜三郎口書」、前掲「倉田利作口書」、前掲「赤岡金太郎口書」、「伊藤重太郎口書」、「藤本萬助口書」、前掲「雨宮銀十郎口書」。
- (40) 伊藤の「盗贓金」は、この「十一銭五厘」を「九十四円七十三銭三厘」（註36・参照）に加えて「九十四円八十四銭八厘」である（前掲「伊藤重太郎口書」）。

- (41) 「浅川伊作口書」、前掲「奥石重兵衛口書」、「中沢佐吉口書」、「小松孝兵衛口書」、前掲「早川治郎作口書」、前掲「久保田宇兵衛口書」、前掲「中村茂作口書」、「矢崎辰吉口書」、「土橋清順口書」、前掲「山下荒吉口書」、「深沢熊十郎口書」。
- (42) 「真壁秀松口書」、前掲「古屋卯三郎口書」、「渡辺惣吉口書」、「田口亀吉口書」、前掲「手塚豊三郎口書」。
- (43) 前掲「古屋卯三郎口書」、前掲「渡辺惣吉口書」、前掲「田口亀吉口書」、前掲「手塚豊三郎口書」、前掲「久保田宇兵衛口書」。彼等五名の「盗贓金」は、この「九十七錢三厘」を「九十四円七十三錢三厘」(註36・参照)に加えて「九十五円五十錢六厘」である(前掲五名の口書)。
- (44) 「金子大道口書」。
- (45) 金子の「盗贓金」は、この「二十錢」を「九十四円七十三錢三厘」(註36・参照)に加えて「九十四円九十三錢」である(前掲「金子大道口書」)。
- (46) (47) 前掲「田中栄五郎口書」。
- (48) (49) 前掲「奥石重兵衛口書」。
- (50) 前掲「中村茂作口書」。
- (51) 前掲「田中栄五郎口書」。
- (52) 前掲「土橋清順口書」。
- (53) 関係者の「口書」の冒頭には、次のような記載がある。

山梨裁判所調	連班	司法権少検事	中川忠純
	掛	司法権少判事	大東義徹
		司法権大解部	山本昌行
		司法中解部	寛元忠

なお、大東権少判事は、北島の後任の山梨裁判所長である(前掲「司法沿革誌」・六二六頁)。

(54) 各被告の「口書」の日附は、全て「癸酉七月三十日」となっている。

(55) (56) 註9に同じ。

(57) 明治六年一月「袖珍官員録」・一八一枚裏、一八二枚裏、一八五枚裏、一八七枚裏、一九五枚裏、二〇二枚裏。官名は全

て六年一月現在であるから、六年九月現在では多少の変更があつたかも知れない。

(58) 明治七年月不詳「官員録」・一〇四枚表。前年九月現在では、官名に相違があるかも知れない。

(59) 改定律例第二百二十七条の持兇器強盜の「財ヲ得ル者」の刑は「斬」であり、「斬」の「二等減」は、第八十四条によつて「終身懲役」である。

(60) 改定律例第三百三条の「原犯ノ年限ニ照シテ新ニ拘役ス」という意味は、原犯と同じ刑を改めて服役するという意味である。脱走までの服役分は「通算」されない（新律綱領の徒流人逃の条）。

(61) 前掲「深沢七右衛門口書」。なお、「強盜誣告」の「反坐」というのは、新律綱領の誣告の条に「凡人ヲ誣告スル者ハ……告人ヲ反坐ス」、また獄囚誣指無罪人の条に「凡罪囚。獄ニ在テ。無罪人ヲ誣指スル者ハ。誣告ヲ以テ論シ」とあるのが、適用されたのであろう。

(62) 田中、久保田、伊藤、金子、古屋、田口、手塚等は、逃亡中に余罪を重ねているが、全て輕微のため「除棄」されている（田中については本稿二四頁参照。そのほか註40、43、45・参照）。

(63) 司法省は、改定律例第二百八条「凡強盜未タ室ニ入り財ヲ搜セス外ニ在テ瞭望シ財物ヲ接通スル者ハ贓ヲ分チ分タサルヲ論セス本犯ニ一等ヲ減ス其造意者ハ此限ニ在ラス」の後段に該当すると考えたのであろう。

(64) 深沢は、明治五年二月十七日、持兇器強盜で準流十年を宣告され、服役中であつた（前掲「深沢熊十郎口書」）。

(65) 高崎は、明治五年五月二十八日、窃盜三犯で準流十年を宣告され、服役中であつた（前掲「高崎喜三郎口書」）。

(66) 前掲「東山梨郡誌」は、倉田の命日を「明治六年八月廿三日」としているが（二八六頁）、この月日はおそらく誤りであらう。

#### 四 ち む す び

明治五年の山梨県大小切騒動の後始末の裁判の経過、並にその余波ともいふべき關係者の脱獄事件の概況とその裁判の状況は、以上において述べた通りである。

本稿「はしがき」でも述べたごとく、大小切騒動の原史料は、かなりのものが公表されているが、まだ必ずしも十分とはいえない。とくに金丸教授が指摘されているごとく、民間側の史料が不足している。<sup>(1)</sup>

また、倉田らの脱獄事件については、本稿において、私が利用した裁判文書史料を除いては、ほとんど関係史料が見当たらない状況である。

山梨県地方においては、これらについての史料が埋没している可能性は、決してすくなくない。将来、新しい史料が続出するとすれば、大小切騒動とその周辺の問題の研究は、更に飛躍的に進展することが期待される。

本稿は、史料蒐集も十分でない未熟なものではあるが、そうした史料発掘を促進する契機ともなるならば、私としては望外の俸せである。

(1) 金丸・前掲「大小切騒動余聞」・青山経済論集第一六巻三号・九四頁。

(七月十一日稿)

後記 本稿起草に際し、金丸平八氏（青山学院大学教授）、中山勝君（国学院大学博士課程研究生）、根本敬彦君（明治大学法学部助手）から史料蒐集の御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。